

○通称使用法案及び選択的夫婦別氏に係る民法改正案（法制審要綱・民主党案）比較対照表

※ 下線部は法制審要綱と民主党案との相違点

	婚姻前の氏の通称使用に関する法律案	民法の一部を改正する法律案要綱（法制審案） （平成8年2月26日法制審議会総会決定）	民法の一部を改正する法律案（民主党案・参法） 〔第171回国会参法第20号〕 提出者：千葉景子君外9名 提出会派：民主党・新緑風会・国民新・日本／ 日本共産党／社会民主党・護憲連合
夫婦の氏	夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する 【現行民法と同じ】 婚姻前の氏を通称として称しようとする者は、婚姻届にその旨を付記して届け出なければならない	夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する	【同左】
夫婦の嫡出子の氏	嫡出である子は、父母の氏を称する 【現行民法と同じ】	別氏夫婦の子は、 <u>婚姻の際に子が称する氏として定めた父又は母の氏を称する</u> ⇒子の氏は兄弟姉妹間で父又は母の氏に統一	①別氏夫婦の子は、その <u>出生の際に父母の協議で定める父又は母の氏を称する</u> ⇒子の氏は兄弟姉妹間で異なってもよい ②①の協議が調わないときは、 <u>家庭裁判所が、父又は母の氏を子が称する氏として定める</u>
養子の氏	養子は、養親の氏を称する 【現行民法と同じ】	別氏夫婦の養子は、 <u>養親が婚姻の際に子が称する氏として定めた父又は母の氏(※)を称する</u>  ※配偶者の嫡出子を養子にする場合は、養親又は配偶者の氏	別氏夫婦の養子は、 ①15歳未満であるときは、 <u>養親の協議で定める養親のいずれかの氏(※)</u> 、 ②15歳以上であるときは、 <u>養親と養子の協議で定める養親のいずれかの氏(※)</u> 、 を称する ※配偶者の嫡出子を養子にする場合は、養親又は配偶者の氏
子の氏の変更	子が父又は母と氏を異にする場合には、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる 【現行民法と同じ】	・別氏夫婦の子は、 <u>家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる</u> ・ただし、子が未成年者であるときは、 <u>父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これを行うことができない</u>	・別氏夫婦の子は、 <u>家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる</u> ・ <u>ただし、子が未成年者であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これを行うことができない</u>
その他	① 国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は、法令により氏名の記載又は記録を要する場合において、通称使用の届出をした者については、婚姻前の氏を併記する方法により婚姻前の氏を通称として称することができるよう、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる責務を有する。 ② 国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は、通称使用の届出をした者が、職業生活その他の社会生活の幅広い分野における活動において、婚姻前の氏を通称として称する機会を確保するため、①の措置との整合性に配慮しつつ、当該活動の内容、性質等を踏まえ、必要かつ相当と認められる措置を講ずるよう努めるものとする。		
経過措置	改正法の施行前に婚姻により氏を改めた者であって婚姻前の氏を通称として称しようとするものは、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、この法律の施行の日から1年以内に、婚姻前の氏を通称として称する旨を届け出なければならない。	①改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から <u>1年以内に届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができる</u> ②①により夫又は母が婚姻前の氏に復した場合には、 <u>婚姻の際夫婦が称する氏として定めた氏を子が称する氏と定めたものとみなす</u>	①改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から <u>2年以内に届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができる</u> ②①により父又は母が婚姻前の氏に復した場合には、 <u>子は、父母の婚姻中に限り、父母が①の届出をした日から3月以内に届け出ることによって、婚姻前の氏に復した父又は母の氏を称することができる</u>